

議会事務局			編さん番号	
起案	平成 27 年 7 月 22 日	施行	平成 年 月 日	
決裁	平成 27 年 7 月 31 日	完結	平成 年 月 日	
分類番号	002-007	保存年限	永年	
川 番号 収 発 第 号		【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）		
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無	
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号(審議、検討、協議に関する情報)			
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月 ）			
件名	第1回議会改革推進委員会会議録（要点筆記）			
伺い文	別添のとおり、報告いたします。			
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	議事課長
			局長補佐	課長補佐
			主 査	主 事
			主任	主任
			起案者	石関 文雄
			議事係	電話 2266
合 議				公印承認
				文書主任
決裁後供覧	意見又は処理方針			



若谷委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。  
去る6月3日に開催されました議会運営委員会におきまして、当委員会の設置が決まりましたことから、本日、第1回目の会議を開催する運びとなりました。  
委員の皆様方におかれましては、どうか、この議会改革推進委員会の趣旨をご理解いただきまして、議会改革の更なる実現に向け、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

開 会 午後 1時30分

若谷委員長

それでは、ただいまから第1回「議会改革推進委員会」を開会いたします。  
本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。  
初めに、検討項目及び検討方法についてでございますが、検討項目につきましては、各会派からご提出いただいたところでございます。  
お手元に、検討項目を会派別にまとめた資料を配付してございますので、まず、各会派から説明をお願いいたします。  
それでは、                    からお願いします。

9つの提案をさせていただいた。

1番目は一般質問における昼休憩について、6月、9月、12月定例会においては、2人目の途中に入るのではなく終了してから、また、3月定例会においては、一般質問初日または2日目の60分の質問者の1人目が終了してからとする趣旨である。傍聴者の便宜を図ってはどうかということ、質問を中断してしまうと、それまでの内容が何だったか不明瞭になってしまうこともあるので、そういったことを避けるために実施してみてもどうか、というものである。

2番目は、申し合わせ事項を遵守し、より具体的に通告書を記載しようというものである。質問の中で1点目、2点目と内訳がある場合、これが増えていくと聴いている方がわからなくなってしまうのではないかと、ということで、きちんと個別に通告書に記載するという。また、質問に対する答弁に納得がいかなかった場合、答弁部長の変更を行うということもあり得ると思うが、他部局にまたがる場合は、聞き取りの段階で当該部局にも参加していただき、きちんと通告すべきというものである。

3番目は、懲罰における出席停止は、会議規則上「7日をこえることはできない」となっているが、実質的に7日間となっていないのではないかと。懲罰を受ける日が初日が最終日で差が出てしまうといったことも踏まえ、規則で「7日をこえることはできない」となっているものを特定の日数は規定しないこととし、また、報酬の日割減額についてもその対応として考えていかなければならないというものである。

4番目は、意見書等の調整の小委員会において、提出会派からの説明を第1回目に行なっているが、その後のことを考慮すると提出された時点で説明

を聞いておいた方が、会派内での協議もスムーズにいくのではないかと  
いうものである。議会運営委員会で説明、質疑を行うことで、小委員会の第1回  
目を以前のように一般質問の初日に戻すことが可能ではないかと考え、提案  
させていただいた。

5番目は、4番目と関連するが、議会運営委員会の効率的な運営を担保す  
るため、意見書等の議員提出議案の提出期限を明確にしてはどうかというも  
のである。請願については「告示日の午後5時までとする」と明確に定めて  
いるが、これに倣うようにしてはどうかということである。

6番目は、本会議や委員会の招集通知をメールで行うことにより、大規模  
な災害が発生した場合の連絡手段となるメールを日頃から活用し、有事に備  
えておいた方がよいのではないかと、いうものである。また、文書よりも即  
時性・保存性・検索性に優れたメールを活用することで、スケジュール管理  
の効率性を高めることも期待できる。なお、文書についても控室の机上配付  
という形で残したいと考えている。

7番目は、現在、なし崩し的に記者が傍聴席にパソコンを持ち込んでいる  
ところを見掛けるが、規制する根拠がないので、根拠を明確にし、許可制と  
することで、時代の変化に対応しようというものである。なお、議員の議場  
へのパソコン等の持ち込みは現時点では考えていない。

8番目は、委員長報告には質疑の概要と討論及び採決結果を記載し、個別  
の要望事項は掲載しないというものである。要望は特定の会派が一方向的に発  
言した内容に過ぎず、賛成・反対の理由ですらない。反対の要素として、こ  
うあるべきなのに、なっていないから反対と、要望のような形で出てくるの  
は理解できるが、誰も反対していない状況で、自分の要望だけを述べて賛成  
ということは、それが委員会審査の成果なのか、条件付き賛成とどう違うの  
かという疑問も出てくる。会議規則で「最初に反対者を発言させ」とあるよ  
うに、賛成から始まる、または賛成だけというのは本来の討論ではないと考  
える。それを委員長報告に掲載し、本会議で報告することについては、委員  
会の審査概要かというところで、疑問が出てくるので、こういったことは掲  
載しない方がよいのではないかと、いうことで提案させていただいた。

最後の9番目は、個人の勉強で解決できる事項は、事前に勉強してから委  
員会に出席してはどうか、というものである。本で調べればすぐわかること、  
議案書に記載されていること、賛否の判断と直接関係のないようなこと、委  
員会の所管外のこと、決算審査で予算の審査の時に質問したことを再度質問  
するようなことは、他の議員も質問したい中で、どんどん時間が経過してし  
まう、ということになる。午後5時が近づいてくると、考えていた質問を削  
ってというように周りに配慮しながら質問をしている議員もいるのが現状で  
はないか。そういったことも踏まえ、公平感をもたらすために、検討してい  
ただければ、というものである。

若谷委員長

続いて、XXXXXXXXXX、お願いします。

現在、議場内にモニターが2台設置されているが、傍聴者向けとなっている。他市の議場をみると、前方から確認できるように設置されているところも多いことから、提案させていただいた。

若谷委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

1番目は、「議会基本条例の検討について」ということで、他市の状況を見ると、住民との関係で議会の権能を大いに発揮しながら、議会のあり方を住民に知らせるということ、さまざまな取組みが行われているので、検討事項として提案させていただいた。

2番目は、陳情については、2012年の地方自治法の改正で陳情も請願等の中に含まれる、となったことから、議会の中で陳情を審議することが地方自治法の改正においても求められていると考え、提案させていただいたものである。

若谷委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

1番目は、一般質問のあり方についてであるがまず、質問順序を抽選方式にするということ。また、二期期通算方式についても検討すべき時期にきているのではないかと。それと同時に、市長・理事者の反問権を認めて、質問項目の前戻りも可能としてはどうかという提案である。1回の質問時間は答弁を含めて1時間以内、または、質問だけで25分程度として、時間を短縮し二期期通算方式の対案としたい。

2番目は、費用弁償の廃止である。議員報酬の支給を受けながらさらに、1日5,000円が支給されているが、これは交通費なのか、食事代なのか説明がつかないようなものと考えられることから、廃止を提案するものである。

3番目は、マスクングの廃止で、他市においても発言者の名前が出てこないという例は2、3しかない。川口市議会も開かれた市議会を目指し、マスクングは廃止してはどうかという提案である。

4番目は、常任委員会、特別委員会の議事録もインターネットで公開すべき時期に来ているのではないかとということである。

5番目は、常任委員会のインターネット中継である。中継されてはまずい、ということをしているわけではないので、投票率も悪くなっている状況であり、広く市民がみられるようにしてはどうかというものである。

6番目は、議会報の発行についてであるが、議会報は県内でも川口市を含めた3市町以外では全て発行しているという状況から、そろそろ考えていかなければならないのではないかと提案である。

7番目は、議会傍聴者にも出席議員と同程度の資料提供を行なってはどうかというもので、議案等を見て傍聴した方がよりわかりやすいのではないかとということである。

8番目は、委員会室の傍聴席は3席しかないが、記者席も記者がいなく

は活用するなど、3人しか入れないということを撤廃してはどうかということである。

9番目は、委員会において議員間の自由討議の実施ということで、委員会において議論が白熱してくると、委員間でのやり取りが見受けられることがあるが、このような場合は、委員長が制止している。活発な意見というのは理事者や委員の発言以外にも、委員同士が自由に討議することで生まれることもあるので、実施してみてもどうかというものである。

10番目は、各委員会での行政視察の視察内容の改善で、1日2項目以上の視察内容を確保できないか、また視察報告書についても各自が責任を持つという意味で全員が書いて提出するという提案である。

11番目は、政務活動費の実費請求方式の導入ということで、オンブズマンからいろいろな提案があるが、この件についても検討した方がよいのではないかと提案である。

12番目は、議会基本条例の制定ということで、今まで話してきたことなどを整理して、条例を制定してはどうかということである。

13番目は、議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表してはどうかという提案である。

最後の14番目は、議員が議会を欠席するときはその理由を付け届け出なければならないとされていることから、議長の不在時においてもきちんと理由を開示した方がよいのではないかと提案である。

若谷委員長

最後に、事務局、お願いします。

秋谷課長

事務局からは、2つの項目を提案させていただきたいと存じます。

1点目は、「川口市議会会議規則の一部改正について」でございます。お手元に資料を配付してございますが、改正内容につきましては、過日の代表者会議及び議会運営委員会でもご説明いたしましたとおり、全国市議会議長会から議長あてに、「標準市議会会議規則の一部改正について」の通知がございましたことに対応するものでございます。

改正趣旨といたしましては、「近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則中に、出産に伴う会議の欠席に関する規定を明確に設けるもの」でございます。

改正内容でございますが、会議規則の第2条「本会議の欠席の届出」及び第91条「委員会の欠席の届出」の規定に、それぞれ第2項を追加するものであり、その追加内容は「出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ欠席届を提出することができる。」となっております。

以上のことから、「欠席できる日数」及び「欠席に係る議員報酬の取扱い」等につきまして、ご協議いただきたいと思います。

次に2点目でございますが、「一部改正条例の議案の書式変更について」でございます。

本市の一部改正条例の議案につきましては、国会同様、改め文方式を用いて



おり、『第●条中「▲▲▲」を「★★★」に改める。』という表記をしてご  
います。

併せまして一部改正条例の場合、議案書とは別に「条例議案参考資料」とし  
て、新旧対照表を議案書とともに配付させていただいております。

今回は、議案書の書式を「改め文方式」から「新旧対象表方式」に改めては  
いかがと思い、提案させていただきました。

近隣自治体ですと、さいたま市が先行して取り組んでおり、平成20年5月  
臨時会から変更していると伺っております。お手元に本年6月議会に提出され  
ました、さいたま市の議案書を配付させていただきましたので、ご覧ください。

さいたま市の一部改正条例議案の書式につきましては、このように、新旧対  
照表そのものを議案書としてございます。議案第103号につきましては、条  
文中の文字を改正する場合の資料として、議案第107号につきましては、別  
表を改正する場合の資料として、それぞれ配付させていただきました。

新旧対照表方式とするメリットといたしましては、①市民の方が議案を見た  
際に、条例の改正内容が一目瞭然で分かりやすくなること、②条例議案参考資  
料を配付する必要がなくなるため、資源の節約になること、③執行部の法制担  
当職員の事務軽減につながることで、が想定されることから提案させていただく  
ものでございます。

なお、議案書の書式につきましては、市長が決定することとなりますので、  
あくまでも議会からの申し入れを行うということでご協議いただきたいと存  
じます。

以上の2点につきまして、ご提案いたしますので、よろしく願いいたしま  
す。

以上でございます。

若谷委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたら、発言願  
います。

なお、各会派から説明をいただきましたが、お手元には、検討項目ごとに  
まとめました「検討事項等提案一覧」の資料も配付しておりますので、併せ  
てご覧いただきたいと思います。

の9番について、趣旨には賛同できる部分もあるが、私が委員  
会などを傍聴していると、賛否とどう関連しているのかという質問でも、そ  
の委員が3、4回質問する中でそこにつながっているのかと感心させられた  
りすることもある。委員長の裁量も問われると思うが、より何かを明らかに  
するための質問が遮られたりするものなのかと気になったが、いかがか。

若谷委員長

何かにつながる質問を遮るものではない。ただ、特定の議員のことでない

が、立ち上がってから議案書等をめくりながら質問を考えたり、それで時間がどんどん経過してしまうようなケースもよく見受けられた。そうならないように、的確に明確に質問をするという提案である。

若谷委員長

■■■■。

■■■■

いろいろな解釈ができる中では、委員長の裁量になるのかも知れないが、よいことに蓋がされるような心配がないのかと感じたが、いかがか。

若谷委員長

■■■■。

■■■■

確かに委員長の裁量は大きく、その時にどう判断するかということもある。しかし、明確にテンポよく進んでいく方が達成感も得られるのではないかということもふまえて、このような表現で提案させていただいたものである。

若谷委員長

■■■■。

■■■■

■■■■の3番について、出席停止の期間は地方自治法で定められているのか。また、報酬の日割減額については条例で定めることによって可能となるのか。

若谷委員長

事務局、お願いします。

秋谷課長

まず、出席停止の期間は地方自治法ではなく、会議規則第163条で「出席停止は、7日をこえることができない」と定めております。

また、報酬の減額について他市では、報酬に関する条例を改正する方法の他に、別に特例条例を制定して減額となる事由を列挙しているところが見受けられます。懲罰を事由にしているところ、病気による休暇も事由としているところなど様々ですが、このような条例を定めずに減額することはできません。

若谷委員長

■■■■。

■■■■

■■■■の10番について、その委員会で視察したい場所同士が離れている場合、1日で2項目以上は難しいこともあり得るのではないか。

若谷委員長

■■■■。

■■■■

1つの場所を視察して、次へ移動するのに時間がかかることもあるということは経験上でも承知しているが、近くの場所同士をまわるときでも3日間で行うのか。移動時間というのは大きな課題となるが、3日間全て1日



2項目以上ということではなく、場所を選定するときもこのようなことを考慮すべきではないかという提案である。

若谷委員長

の1番について、市長、理事者に反問権を認め、とある。全国的な議会改革という流れの中でよく出てくるものであるが、国会と地方議会の違いなど、基本的なところを市民や議員も含めてしっかり認識していないと、踏み出すには大きな改革であり、議会全体でも議論が必要であると考える。

また、9番については、きちんとルールをつくった上での発言というのは、委員にとっても、傍聴者にとっても重要なのではないか。ルールを外したときの議論というのは、どうになってしまうのかと気になったが、いかがか。

若谷委員長

ご質問の事項も含め一方的なものではなく、各会派のご意見をいただきながら、議会改革が進めばよいと考え、提案したものである。ぜひ、活発な議論を期待したい。

若谷委員長

それでは、本日、提案されました検討事項につきましては、各会派持ち帰り検討いただき、次回、ご意見を伺いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の検討方法でございますが、第2回目におきましては、全ての検討項目について各会派から意見を開陳していただき、その段階で意見の一致を見た項目がございましたら、「意見の一致を見た項目」として、次回の議会運営委員会に報告して参りたいと存じます。意見の一致を見ない項目につきましては、改選前の議会改革推進委員会と同様に、比較的、意見の一致ができそうな項目から協議してみたいと存じます。

意見の一致ができそうな項目の抽出方法につきましては、次回、ご協議いただきたいと存じますが、今後の検討方法につきまして、ご意見がありましたら、お願いいたします。

— なし —

若谷委員長

それでは、ただいまの説明のとおり決定させていただきます。

なお、今後の「日程案」をお手元に配付いたしておりますので、併せてご了承願います。

最後に、次回の日程につきましては、10月29日（木）、午後2時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

以上をもちまして、第1回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。  
本日は、たいへんご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時10分

検 討 事 項 等 提 案 一 覧 (No. 1)

1 議員報酬等について		提出会派等	結 果	
			推進委員会	議運
(1)	懲罰における出席停止の上限日数の見直しと報酬の日割減額	■		
(2)	費用弁償の廃止	■		
(3)	政務活動費の実費請求方式の導入			

2 本会議について		提出会派等	結 果	
			推進委員会	議運
(1)	6月、9月、12月定例会の一般質問日における昼休憩は、正午の時点で一般質問している議員の質問・答弁全てが終了してから、概ね1時間とするものとする。 なお、3月定例会の一般質問初日は、1人目が終了した時点で昼休憩とし、2人目は13時を目途に開始する。一般質問2日目の2人目が質問時間60分の場合は、2日目も同様とする。	■		
(2)	一般質問の通告書は具体的に記載することとし、議長に提出した以外の質問は行わない。(1点目、2点目と質問に内訳がある場合は、きちんと個別に通告する。通告制度の趣旨に反するような答弁部長の変更要請は行わない。)			
(3)	本会議一般質問のあり方について ①質問順序を抽選方式にする ②質問の回数制限の廃止(同時に市長、理事者に反問権を認め、質問項目の前戻りも可能とする) ③二会期通算制の廃止 ④一回の質問時間について、答弁も含めて1時間以内、もしくは質問だけで25分程度にする(※二会期通算制の廃止とセットとする)	■		
(4)	議長不在時の理由開示			

3 委員会について		提出会派等	結 果	
			推進委員会	議運
(1)	委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、討論における要望を含め、個別の要望事項は掲載しない。	■		
(2)	委員会における質疑は、答弁を聴いて賛否の判断材料とする観点から行うこととし、会議の効率的な運用と他の委員の質問の機会均等に配慮する。			
(3)	議事録のマスキング廃止			
(4)	常任委員会、特別委員会の議事録のインターネット公開			
(5)	常任委員会のインターネット中継			
(6)	委員会傍聴席の拡充(使用していない委員会室の活用も検討する)	■		
(7)	委員会において議員間の自由討議の実施			
(8)	各委員会での行政視察の視察内容の改善(1日2項目以上の視察内容を確保する、視察報告書を全員が書く)			

検 討 事 項 等 提 案 一 覧 (No. 2)

4 議会基本条例について	提出会派等	結 果	
		推進委員会	議運
(1) 議会基本条例の検討について	■		
(2) 議会基本条例の制定	■		

5 その他	提出会派等	結 果	
		推進委員会	議運
(1) 意見書の内容説明は、議会運営委員会において配付した際に行い、第1回目の小委員会是一般質問初日の昼休みに戻す。	■		
(2) 意見書等の議員提出議案の提出期限を、請願の提出期限と同様とする。			
(3) 招集通知として文書のほかにメールの配信も行う。メールは災害時の安否確認メールとすることで、有事の備えとする。文書は机上配付する。			
(4) 傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用としてのパソコンの持込を許可する。			
(5) 議場内にモニター増設2台（議場の前列からも中継が確認できるように、理事者の背面に左右設置）	■		
(6) 陳情についても議会審議を行うこと	■		
(7) 議会報の発行			
(8) 議会傍聴者にも出席議員と同程度の資料提供を行う	■		
(9) 市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する			
(10) 川口市議会会議規則の一部改正について ・ 出産に伴う会議の欠席に関する規定を明確に設けるもの （欠席できる日数及び欠席に係る議員報酬の取扱い）	事務局		
(11) 一部改正条例の議案の書式変更について			

## 検討事項等提案一覧（会派別）

提出会派	提 案 内 容
	1 6月、9月、12月定例会の一般質問日における昼休憩は、正午の時点で一般質問している議員の質問・答弁全てが終了してから、概ね1時間とするものとする。なお、3月定例会の一般質問初日は、1人目が終了した時点で昼休憩とし、2人目は13時を目途に開始する。一般質問2日目の2人目が質問時間60分の場合は、2日目も同様とする。
	2 一般質問の通告書は具体的に記載することとし、議長に提出した以外の質問は行わない。（1点目、2点目と質問に内訳がある場合は、きちんと個別に通告する。通告制度の趣旨に反するような答弁部長の変更要請は行わない。）
	3 懲罰における出席停止の上限日数の見直しと報酬の日割減額
	4 意見書の内容説明は、議会運営委員会において配付した際に行き、第1回目の小委員会是一般質問初日の昼休みに戻す。
	5 意見書等の議員提出議案の提出期限を、請願の提出期限と同様とする。
	6 招集通知として文書のほかにメールの配信も行う。メールは災害時の安否確認メールとすることで、有事の備えとする。文書は机上配付する。
	7 傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用としてのパソコンの持込を許可する。
	8 委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、討論における要望を含め、個別の要望事項は掲載しない。
	9 委員会における質疑は、答弁を聴いて賛否の判断材料とする観点から行うこととし、会議の効率的な運用と他の委員の質問の機会均等に配慮する。
	1 議場内にモニター増設2台（議場の前列からも中継が確認できるように、理事者の背面に左右設置）
	1 議会基本条例の検討について
	2 陳情についても議会審議を行うこと
	1 本会議一般質問のあり方について ①質問順序を抽選方式にする ②質問の回数制限の廃止（同時に市長、理事者に反問権を認め、質問項目の前戻りも可能とする） ③二会期通算制の廃止 ④一回の質問時間について、答弁も含めて1時間以内、もしくは質問だけで25分程度にする（※二会期通算制の廃止とセットとする）
	2 費用弁償の廃止
	3 議事録のマスキング廃止
	4 常任委員会、特別委員会の議事録のインターネット公開
	5 常任委員会のインターネット中継
	6 議会報の発行
	7 議会傍聴者にも出席議員と同程度の資料提供を行う
	8 委員会傍聴席の拡充（使用していない委員会室の活用も検討する）
	9 委員会において議員間の自由討議の実施
	10 各委員会での行政視察の視察内容の改善（1日2項目以上の視察内容を確保する、視察報告書を全員が書く）
	11 政務活動費の実費請求方式の導入
	12 議会基本条例の制定
	13 市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する
	14 議長不在時の理由開示
事務局	1 川口市議会会議規則の一部改正について ・ 出産に伴う会議の欠席に関する規定を明確に設けるもの（欠席できる日数及び欠席に係る議員報酬の取扱い）
	2 一部改正条例の議案の書式変更について